

訪日外国人観光客の増加による宿泊施設のあり方について地域の実情に応じた法整備を求める意見書

訪日外国人観光客の増加により、大都市圏を中心に宿泊施設の不足が顕在化しています。こうした中、インターネットを利用した空き室のビジネスが急速に進行し、旅館業法の許可を得ずに違法な民泊が広がる実態があります。民泊は、宿泊施設の確保につながることを期待される一方、地域住民の暮らしに対し、騒音やごみ処理等の生活・衛生面の不安や宿泊者が特定できない防犯面等の不安が懸念されます。

また、長野県においては、宿泊施設の稼働率が全国において、とりわけ低い状況にあり、民泊を推進することにより既存施設の活用が深刻な課題です。

よって、国におかれては、訪日外国人観光客の増加による宿泊施設の法整備を進める中、下記の事項について実施されますよう強く要望します。

記

- 1 宿泊施設の稼働率は、大都市圏と地方では大きな格差があることから、外国人旅行者が地方へ移動しやすくする環境整備を図り、都市の宿泊需要を周辺地方に分散するための方策を講じること。
- 2 民泊の法整備に当たっては、地方の意見を十分に聞き、制度に反映させるとともに、地域の実情に即した運用が可能な法制度とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年12月19日

上田市議会議長 土 屋 陽 一